

富山県緊急時モニタリング計画（案）の概要

1 目的

国の原子力災害対策指針や県地域防災計画（原子力災害編）等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備等の基本的事項を定め、国の統括の下、迅速に緊急時モニタリングを実施することを目的とするもの。

2 モニタリング体制の整備

- (1) モニタリング要員は、測定の一質の向上を図るため、平時から研修及び訓練を実施
- (2) 防災資機材について、定期的な校正等を実施するなど適正な維持管理を実施
- (3) 原子力規制委員会の定める緊急時モニタリング動員計画を参考に、周辺地域の状況を踏まえ、モニタリング資機材を整備

3 緊急時の対応

- (1) 情報収集事態における対応
志賀町で震度5弱以上の地震が発生した場合、環境放射線の推移を注視し、固定観測局等の状況を確認（故障の場合、代替機を設置）
- (2) 警戒事態における対応
 - ①「緊急時モニタリング班」を設置し、緊急時モニタリングの実施に向け準備（可搬型モニタリングポスト等を追加設置）
 - ②緊急時モニタリングセンター（EMC）の立上げに備え、通信機器等の稼働状況の確認や要員派遣を準備
 - ③モニタリングカー等の出動準備及び走行ルート交通情報を把握
- (3) 施設敷地緊急事態における対応
 - ①国が立ち上げたEMCに要員を派遣
 - ②国の指揮の下、緊急時モニタリングを速やかに実施
- (4) 全面緊急事態における対応
施設敷地緊急事態における対応と同様に緊急時モニタリングを継続（必要に応じてモニタリングカー等によるモニタリングを実施）

4 モニタリング結果の確認及び公表

- ①緊急時モニタリング結果は、EMCにおいて、測定方法の妥当性等を確認
- ②妥当性の確認後、EMCから原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部に報告
- ③原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部で評価した緊急時モニタリング結果について、県は関係市町村とも速やかに共有を図り迅速に公表